

島根県産業技術センター共同研究実施要綱

平成 19 年 7 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）とセンター以外の者とが共同して行う研究（以下「共同研究」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「知的財産権」とは、共同研究において発生した次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第 3 条第 1 項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラム及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (4) 技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、島根県産業センター所長（以下「所長」という。）と第 4 条の規定により県と共同研究に関する契約を締結した者（以下「共同研究者」という。）とが協議の上、指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この要綱において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この要綱において「実施等」とは、特許法第 2 条第 3 項、実用新案法第 2 条第 3 項、意匠法第 2 条第 2 項、商標法第 2 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項、種苗法第 2 条第 5 項、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにプログラム等及びノウハウの使用をいう。

(共同研究の申請等)

第 3 条 所長は、センターと共同研究を行おうとする者から、共同研究申請書（別記様式）を提出させるものとする。ただし、共同研究の実施の可能性を検討するための秘密保持契約を締結したとき、又はセンターが中心となって共同研究を実施するときは、共同研究申請書の提出は、省略することができる。

(共同研究の審査及び契約の締結)

第4条 所長は、共同研究を行おうとするときは、次に掲げる事項を審査し、相当と認めるときは、共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約を締結するものとする。

- (1) 共同研究を行おうとする内容が、県内における産業技術の向上及び成果の普及に資するものであること。
- (2) 共同研究を行おうとする者が、共同研究を行うために必要な技術的能力及び経済的能力を有していること。

(共同研究契約書)

第5条 所長は、前条の規定により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 共同研究の題名
- (2) 共同研究の目的
- (3) 共同研究の内容
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の実施期間
- (6) 共同研究の管理及び分担
- (7) 共同研究に参加する職員の職及び氏名
- (8) 共同研究に要する費用の分担
- (9) 共同研究の成果の公表等
- (10) 成果品の帰属
- (11) その他共同研究を行うために必要な事項

2 前項の規定は、契約を変更しようとする場合に準用する。

(知的財産権の帰属等)

第6条 知的財産権及び発明等の帰属及び持分については、県と共同研究者が双方の貢献度を踏まえて協議し決定する。

(単独の知的財産権の同意)

第7条 所長は、センターの職員が共同研究の結果発明等をした場合で、その発明等に係る知的財産権（第2条第1項第1号及び第2号に規定するものに限る。）の出願又は申請（以下「出願等」という。）のため島根県職員の職務発明等に関する規程（以下「規程」という）第4条第2項の進達を行うときは、あらかじめ、共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究者は、共同研究者に属する職員が共同研究の結果発明等をした場合で、出願等を行おうとするときは、あらかじめ、所長の同意を得るものとする。

(出願等及び実施等)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、知的財産権の出願等及び実施等について、契約書に定めることができる。

2 前項の定めは、知的財産権のうち第2条第1項第1号及び第2号に規定するものは規程及び県有特許権等の実施許諾等に関する取扱要領に基づいた定めとする。

(知的財産権の管理)

第9条 共有する知的財産権のうち第2条第1項第3号及び第4号に規定するものの管理法は県と共同研究者が協議し決定するものとする。

(著作者人格権)

第10条 所長及び共同研究者は、共同研究において共有するプログラム等が得られたときは、これを創作した者に対して、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第11条 所長及び共同研究者は、は、職員が共同研究において知り得た秘密情報を契約書で定める期間、秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示しないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の秘密情報とは、共同研究のために相手方から提供又は開示された技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされたもの又は口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で相手方より通知されたもの、共同研究の過程において創製した発明等の一切の技術的成果及び技術的成果以外の技術情報等であって、創製後速やかに相手方との合意により秘密として指定したものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令等に別段の定めがある情報

(成果報告書の提出)

第12条 所長は、センターの研究のために必要と認めるときは、共同研究者に対し研究成果を文書で報告させることができる。

(成果の公表)

第13条 所長は、研究成果を公表する場合は、事前に相手方の同意を得るものとする。

(相手方施設等における研究)

第14条 所長又は共同研究者は、相手方の同意を得て職員を相手方施設等において共同研究に従事させることができる。

(適用除外)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の一部を共同研究又は共同研究者等に対して適用しないことができる。

- (1) 共同研究が国、独立行政法人又は地方公共団体との共同研究である場合
- (2) 契約の相手方の定めに従って共同研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができ

ないと認められる場合

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和 63 年島根県告示第 470 号）を廃止する告示の日（平成 19 年 7 月 20 日）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

共同研究申請書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住所（法人にあつては事務所の所在地）

ふりがな

申請者 氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

電話 （ ）

島根県産業技術センター共同研究実施要綱第3条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

- 1 共同研究の題名
- 2 共同研究の目的
- 3 共同研究の内容
- 4 申請の理由
- 5 共同研究の実施場所
- 6 共同研究の実施期間についての希望
- 7 共同研究に参加する職員の職及び氏名
- 8 共同研究に要する費用の分担についての希望
- 9 共同研究の分担及び技術知識の提供についての希望
- 10 知的財産権の実施等についての希望
- 11 共同研究の成果の公表の方法及び時期についての希望
- 12 共同研究の成果品の帰属についての希望